

瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月30日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第19号

瀬戸市消防団員退職報償金条例の一部を改正する条例

瀬戸市消防団員退職報償金条例（昭和39年瀬戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第3条関係）

階級	勤務年数					
	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上
団長	円 <u>239,000</u>	円 <u>344,000</u>	円 <u>459,000</u>	円 <u>594,000</u>	円 <u>779,000</u>	円 <u>979,000</u>
副団長	<u>229,000</u>	<u>329,000</u>	<u>429,000</u>	<u>534,000</u>	<u>709,000</u>	<u>909,000</u>
分団長	<u>219,000</u>	<u>318,000</u>	<u>413,000</u>	<u>513,000</u>	<u>659,000</u>	<u>849,000</u>
副分団長	<u>214,000</u>	<u>303,000</u>	<u>388,000</u>	<u>478,000</u>	<u>624,000</u>	<u>809,000</u>
部長及び班長	<u>204,000</u>	<u>283,000</u>	<u>358,000</u>	<u>438,000</u>	<u>564,000</u>	<u>734,000</u>
団員	<u>200,000</u>	<u>264,000</u>	<u>334,000</u>	<u>409,000</u>	<u>519,000</u>	<u>689,000</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の瀬戸市消防団員退職報償金条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した団員（次項において「新条例の適用を受ける団員」という。）について適用し、同日前に退職した団員については、なお従前の例による。

(退職報償金の内払)

- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける団員について支給された改正前の瀬戸市消防団員退職報償金条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。